

新客観点数の加点内容及び提出書類について

新客観点数による加点は、経営事項審査総合評定値の25%を上限とする

項 目		加 点 内 容	左 記 の 補 足 内 容	加点の考え方 (提出書類)
工 事 成 績	工 事 成 績 評 点	基準日直前3年間の「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「ほ装」の3業種に係る工事成績平均点に応じ、次のとおり加(減)点する 加(減)点の対象業種は「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「ほ装」業種のみとする。 加(減)点 = (平均点 - 65点) × 3.5	<ul style="list-style-type: none"> 平均点算出時と3.5を乗じた後の2回、小数点以下第1位を四捨五入して整数にする。 受注件数の多少は平均点算定上考慮しない。 	県資料による(提出不要)
	表 彰 等	基準日直前4年間における国又は長野県による企業表彰(個人は除く)であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等を対象とする。 表彰1回10点(同一年度の同一目的表彰は1回に限る。上限30点) 「土木一式」「とび土工コンクリート」「ほ装」業種のみ加点の対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> 工事関連の表彰にあつては、国は大臣又は発注機関の長による表彰、長野県は知事による表彰を対象とする。 個人表彰は加点の対象としないが、建設マスター及び建設ジュニアマスターに限り対象とする(ただし、受賞者が申請企業在籍中に受けたものであつて、かつ、申請日においても当該企業に在籍している場合に限る。) 優良技術者表彰にあつては、企業を表彰するもの(例:長野県優良技術者表彰の企業表彰分)のみを対象とする。 安全衛生表彰にあつては、厚生労働大臣表彰に加え、労働局長表彰も対象とする。 優良工事・優良技術者など、請負った工事に対する表彰は全て「同一目的表彰」とし、同一年度に受賞したものは複数受賞していても1回分とする。 設計等の業務に関する表彰は対象としない。 感謝状は対象としない。 	自己申告(表彰状の写し)
技 術 力	民 間 資 格 等	基準日において、資格申請業種に係る技術者資格で経審に反映されない資格を有していた場合、当該資格の級に関係なく1点(上限30点)	<ul style="list-style-type: none"> 対象資格及び業種は別紙のとおりとする。 経審に反映されていない国家資格又は民間資格等が加点対象。 対象業種ごとに基準日において当該資格を有する技術者1名につき1点 一人で複数の当該資格を有している場合は資格の数だけ加点する。 雇用者側の資格も対象にする。(全国健康保険協会管掌健康保険又は組合管掌健康保険の被保険者若しくは正社員で他の職員の年間総労働時間の7.5割以上の者に限る。) 契約社員、派遣社員、アルバイト、非常勤役員等は加点対象外。 	自己申告(資格証の写し等は提出不要ですが、審査中に追加の確認書類として求める場合があります)
	指 名 停 止 入 札 参 加 停 止	基準日直前2年間における指名停止及び入札参加停止月数 × (-10)点 (建設業法による監督処分に伴い、経審総合評定値で減点された場合を除く。最大15点までの減点とする。)	1ヶ月に満たない期間がある場合は、1ヶ月として算定する。	県資料による(資料提出不要)
	新 技 術 登 録	基準日において、長野県が進める新技術・新工法活用支援事業の登録がある者又は国土交通省が運用する新技術情報提供システム(NETIS)登録が確認できる者に加点。県事業登録は1技術につき5点、NETISの評価情報登録は同5点、NETISの申請情報登録は同3点。(共同開発技術加点可。但しNETIS登録の加点対象はWEB検索画面の開発体制-開発会社に記載がある者のみ。県事業登録とNETIS登録による同一技術の重複加点は不可。上限10点)	<ul style="list-style-type: none"> NETIS登録番号については、末尾のアルファベットが「V」は評価情報、「A」が申請情報。 新技術・新工法活用支援事業、NETISいずれの場合も、Webサイト上で閲覧できる画面のうち、技術名、登録番号、開発者(申請者)がわかる部分を紙出力して提出すること。(同一画面でなくても可) 	自己申告(技術名、登録番号、開発者(申請者)が分かるWEB画面の写し)
経 営 意 欲	環 境 配 慮	<ul style="list-style-type: none"> 基準日におけるエコアクション21又は地域版環境プログラム(南信州いいむす21等)の認証登録:10点(ただし、ISO14000が認証されている場合は対象外) 基準日における長野県産業廃棄物3R実践協定の締結者(排出事業者(建設業)):10点 	<ul style="list-style-type: none"> 経審でISO14001の評価がされている(ISO14001の登録が「有」)場合、新客観ではエコアクション21及び地域版環境プログラムの加点は行わない。 地域版環境プログラムは、「南信州いいむす21」以外に長野市の「ながのエコ・サークル」、塩尻市の「塩尻環境スタンダード」などが該当。 長野県産業廃棄物3R実践協定は、建設業の排出事業者として締結している場合に限り加点する。 	自己申告(エコアクション21等認証の写し。産廃実践協定は協定書の写し)

新客観点数の加点内容及び提出書類について

新客観点数による加点は、経営事項審査総合評定値の25%を上限とする

項目	加点内容	左記の補足内容	加点の考え方(提出書類)
<p>経営意欲</p> <p>労働環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日直前4年間における新規学卒者の社員採用：5点(採用した社員が申請日において技術者(経験、資格の有無は問わない)である場合、更に+10点(上限15点)) ・基準日における主任技術者になりうる女性技術者の社員雇用：5点 ・基準日における労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001)もしくは、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS(NEW COHSMS、Compact COHSMS))の認証取得：15点 ・基準日において従業員100人以下の企業が、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、且つ育児・介護休業法に規定する休業等制度を就業規則に規定している場合：10点 ・基準日直前4年間に育児又は介護休業等を20日以上取得した実績：5点(取得者に男性含む場合、更に+5点(上限10点)) ・基準日における「社員の子育て応援宣言!」の登録企業：3点(基準日における「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証企業は、更に+7点) ・基準日を含む年度の前年度における建設業労働災害防止協会長野県支部での活動企業：5点 ・基準日において、「週休二日」等の休業制度が就業規則に規定されている場合、以下の区分に応じて加点。 4週5休(又は年間休日82~93日)：3点、4週6休(又は年間休日94~119日)：5点、4週8休(又は年間休日120日以上)：10点 ・基準日において建設キャリアアップシステム(CCUS)を導入している場合：事業者登録で10点(基準日における技能労働者のうち登録されている技能労働者割合により、更に次の通り加点：10%以上50%未満で1点、50%以上80%未満で3点、80%以上で5点) ・基準日において技能労働者の賃金の支払い形態が「月給制」の場合：技能労働者のうち月給制により支払いを行っている割合により、50%以上80%未満で6点、80%以上で10点 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規学卒者とは中学、高校、専門学校、大学、各種専修学校を対象とし、卒業後3年以内の者(就業経験の有無は問わない)とする。該当者が2人以上いても重複加点はしない。また、対象者が申請日までに退職している場合は申請できない。 ・主任技術者になりうる女性職員雇用とは、資格希望業種に対応する資格を持った女性職員を雇用している場合、加点対象とする。(当該女性が雇用する側の者である場合は加点不可) ・一般事業主行動計画の策定に関しては、労働局に対し一般事業主行動計画策定届出を提出し受領された場合に加点対象とする(届出書に受付印が押印されたものを提出すること)。計画は継続されるべきものであるため、基準日が計画期間外にある場合は加点しない。 ・OHSAS18000はISO45001への移行期間が終了したため加点しない。 ・育児・介護休業等取得で加点を行う場合は、育児・介護休業給付金関連で休業取得が確認できる書類(支給決定通知書の写し)等を提出すること。対象者が申請日までに退職している場合は申請できない。 ・「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証については、認証制度移行を考慮し、認証の日が基準日の翌日以降であっても、基準日以前に県に提出した認証に係る申請書の写しが添付できる場合に限り加点とする。 ・「週休二日」等の休業制度の加点判断は、本店の就業規則を用いて行う。就業規則は、労働基準監督署の受付印が押された部分の写し及び休日について規定した部分の写しを提出すること。なお、本文で具体的な日を定めていない場合は、日数の確認ができるもの(休日を示したカレンダーの写しなど)を添付すること。 ・ここでいう4週5~8休とは、曜日及び週を固定(例：毎週日曜日、毎月第3水曜日など)した休日が4週に5~8日あり、かつ祝日法に規定する休日を休日としており、かつ年末年始に2日以上の日があることをいう。 ・上記の4週5~8休の定義に該当しない場合は、年間休日数(基準日を含む1年間)で判断 ・建設キャリアアップシステム(CCUS)の事業者登録で加点を行う場合は、事業者登録完了メール(登録料支払い後に届くもの)の写し、事業者IDでログインした画面の写し(事業者ID、商号又は名称が表示されているもの)等の建設キャリアアップシステムの事業者登録が確認できる書類(パスワード類の表示は隠して提出してください)を提出すること。 ・建設キャリアアップシステム(CCUS)の技能労働者登録割合に係る加点判断は、「技能者一覧表」を用いて行う。技能労働者別の登録状況に関して証明書類の提出は求めないが、虚偽のないように作成すること。また、対象者が申請日までに退職している場合は加点判断の対象から外すこと。 ・賃金の支払い形態としての「月給制」の定義には、給与の月額があらかじめ定められており、欠勤・遅刻・早退をした場合に、その分の基本給又は手当が差し引かれる形態(いわゆる「日給月給制」、「月給日給制」)は当たらないものとする。 ・技能労働者の賃金の支払い形態に係る「月給制」の加点判断は就業規則及び「技能者一覧表」を用いて行う。就業規則は、労働基準監督署の受付印が押された部分の写し及び給与について規定した部分の写しを提出すること。技能労働者別の賃金支払状況に関して証明書類の提出は求めないが、虚偽のないように作成すること。また、対象者が申請日までに退職している場合は加点判断の対象から外すこと。 ・なお、当該就業規則の給与について規定した部分で「月給制」以外の給与形態を定めている場合に限り、対象となる技能労働者のうち1名について基準日を含む1年間の給与の支払い状況が確認できる書類(賃金台帳の写し等)を添付すること。 ・契約社員、派遣社員、アルバイト、非常勤役員等は建設キャリアアップシステム(CCUS)、「月給制」ともに割合算定の対象外とします(技能者一覧表に記載しないこと) 	<p>自己申告</p> <p>【新卒者採用】採用した職種を確認できる書類、卒業証明書(写)、職員調書など事実が確認できる書類一式</p> <p>【女性技術者雇用】女性技術者職員調書(※様式1) (資格証の写し等は提出不要ですが、審査中に追加の確認書類として求める場合があります)</p> <p>【行動計画等】計画策定届(写)及び就業規則(休業等制度が確認できる部分の写し)</p> <p>【育児・介護休業等】給付金関連書類(写)等</p> <p>【子育て応援宣言等】登録証(写)</p> <p>【労災防止関係】活動証明(写)</p> <p>【週休二日等】左欄記載のとおり</p> <p>【建設キャリアアップシステム(CCUS)】左欄記載のとおり</p> <p>【技能労働者賃金の月給制】左欄記載のとおり</p>

	合併等	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日直前5年間において、県建設工事入札参加資格を有する建設企業と合併が行われた場合：50点（営業譲渡は除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・親族企業の合併、営業譲渡、役員重複や一定の資本関係等同属的な関係があると認められる場合は対象外。 ・合併時経審を受審した場合は随時審査の対象となるので、合併期日が左記期間内であれば基準日以降の経審結果でもその内容を資格点数等に反映させる。 	自己申告 （株主(出資者)調書※様式2)、合併契約書、合併等以前の履歴事項全部証明書（閉鎖事項全部証明書）及び等）
SDGs	SDGs	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日における長野県SDGs推進企業登録制度に登録：10点 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日時点で登録があれば加点 	自己申告 【SDGs】登録証の写し
地域貢献	地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日における消防団協力事業所表示制度の登録企業：10点（登録企業であって基準日において長野県消防団協力事業書等知事表彰を受賞していた場合、更に+5点） ・基準日における法務省の「協力雇用主」登録企業：3点 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団協力事業所については、市町村により認定基準の相違あり。 ・「協力雇用主」については、長野保護観察所が発行する登録証明書が必要（登録した際に交付される登録証のみでは受け付けない）。証明書請求の際は、「長野県の入札参加資格申請のため」に必要な旨、申し出ること。 	自己申告 【消防団】登録証の写し、知事表彰の写し又は受賞したことが分かるもの 【協力雇用主】登録証明書
	労働福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日直前の6月1日における障がい者の法定雇用率達成者：10点 ・基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用：10点 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の雇用の促進に関する法律第43条の規定に基づく障がい者の雇用義務の生じる建設業者(43.5人以上)が、当該雇用すべき障がい者数以上を雇用している場合に加点する。 ・上記以外(43.5人未満)の建設業者が基準日において障がい者を雇用している場合に加点する。 ・「障がい者」=身体障害者(1~6級の手帳所持者)、知的障害者(児童相談所、障害者職業センター等により知的障害者と判定された者)、精神障害者(精神保健福祉手帳所持者)。 ・「雇用」=1週間の所定労働時間が30h以上(重度の場合は20h以上)であること。重度以外で週20h以上~30h未満の場合、0.5カウント。 (重度：身体障害1~2級、知的障害A相当。精神障害は「重度」の区分なし。) 	自己申告 従業員43.5人以上：公共職業安定所に報告した障害者雇用状況報告書の写し 従業員43.5人未満：障がい者雇用状況調書※様式3)

(別紙)

新客観点数として加点する民間資格等技術者一覧表

(経営事項審査に反映されない技術者資格)

資 格 名	根拠法令又は資格認定者等	対 象 業 種
作業環境測定士	厚生労働大臣(作業環境測定法)	全業種
CALS/ECエキスパート	(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)	全業種
CALS/ECインストラクター	(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)	全業種
VEリーダー	(公社)日本バリュー・エンジニアリング協会	全業種
VEスペシャリスト	(公社)日本バリュー・エンジニアリング協会	全業種
CVS(Certified Value Specialist)	(公社)日本バリュー・エンジニアリング協会	全業種
SXF技術者	(一社)オープンCADフォーマット評議会	全業種
測量士・測量士補	国土交通省国土地理院長(測量法)	全業種
福祉住環境コーディネーター	福祉住環境コーディネーター協会(東京商工会議所)	全業種
臭気判定士	環境大臣・(公社)におい・かおり環境協会	全業種
環境カウンセラー	環境大臣・(公財)日本環境協会	全業種
特別管理産業廃棄物管理責任者	(公財)日本産業廃棄物処理振興センター	全業種
シックハウス診断士・診断士補	NPOシックハウス診断士協会	建築一式、大工、内装仕上
のり面施工管理技術者	(一社)全国特定法面保護協会	土木一式、とび・土工・コンクリート
火薬類取扱保安責任者	都道府県知事(火薬類取締法)	土木一式、とび・土工・コンクリート
コンクリート橋架設等作業主任者	都道府県労働局長登録教習機関(労働安全衛生法)	土木一式、とび・土工・コンクリート
ずい道等の掘削等作業主任者	都道府県労働局長登録教習機関(労働安全衛生法)	土木一式、とび・土工・コンクリート
ずい道等の覆工作業主任者	都道府県労働局長登録教習機関(労働安全衛生法)	土木一式、とび・土工・コンクリート
プレレストコンクリート技士	(公社)プレレストコンクリート工学会	土木一式、とび・土工・コンクリート、水道
高圧室内作業主任者	都道府県労働局長(労働安全衛生法)	土木一式、とび・土工・コンクリート、水道
コンクリート主任技士・技士	(公社)日本コンクリート工学会	土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、水道
推進工事技士	(公社)日本推進技術協会	土木一式、とび・土工・コンクリート、水道
石綿作業主任者技能講習修了者	都道府県労働局長登録教習機関(労働安全衛生法)	土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、解体
地山の掘削又は土止め支保工作業主任者 【別々の資格】 (1人が両方所有の場合でも加点は1点)	都道府県労働局長登録教習機関(労働安全衛生法)	土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、管、水道
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 【1つの資格】 (上記地山又は土止めとの重複加点は行わない)	都道府県労働局長登録教習機関(労働安全衛生法)	土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、管、水道
型枠支保工の組立て等作業主任者	都道府県労働局長登録教習機関(労働安全衛生法)	土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、水道
足場の組立て等作業主任者	都道府県労働局長登録教習機関(労働安全衛生法)	土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、水道、解体
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	都道府県労働局長登録教習機関(労働安全衛生法)	土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、解体
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習又は 酸素欠乏危険作業主任者技能講習(第1種・第2種 酸素欠乏危険作業主任者技能講習)	都道府県労働局長登録教習機関(労働安全衛生法)	土木一式、とび・土工・コンクリート、さく井、電気、電気通信、 管、水道
地質調査技士	(一社)全国地質調査業協会連合会	土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、水道
下水道排水設備工事責任技術者	(公財)長野県下水道公社	土木一式、管、水道
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	都道府県労働局長登録教習機関(労働安全衛生法)	建築一式、とび・土工・コンクリート、鋼構造物
木造建築物の組立て等作業主任者	都道府県労働局長登録教習機関(労働安全衛生法)	建築一式、大工、屋根、板金、塗装、防水、左官
コンクリート破砕器作業主任者	都道府県労働局長登録教習機関(労働安全衛生法)	とび・土工・コンクリート、解体
瓦屋根工事技士	(一社)全日本瓦工事業連盟	屋根
金属屋根工事技士	(一社)日本金属屋根協会	屋根
特種電気工事資格者	経済産業大臣(電気工事士法)	電気
ガス溶接作業主任者	都道府県労働局長(労働安全衛生法)	管、鋼構造物
ガス主任技術者	経済産業大臣(ガス事業法)	管
内管工事士	(一社)日本ガス協会	管
空気調和・衛生工学会設備士	(公社)空気調和・衛生工学会会長	管
液化石油ガス設備士	都道府県知事(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適 正化に関する法律)	管
浄化槽設備士	国土交通大臣、(公財)日本環境整備教育センター	管
下水道技術検定(第2種)	地方共同法人日本下水道事業団	土木一式、管、水道
建築コンクリートブロック工事士	(公社)日本エクステリア建設業協会	タイル・れんが・ブロック
鋼橋架設等作業主任者	都道府県労働局長登録教習機関(労働安全衛生法)	鋼構造物
舗装施工管理技術者(一級・二級)	(一社)日本道路建設業協会	土木一式、舗装
林業技士	(一社)日本森林技術協会	土木一式、造園
ビオトープ施工管理士(一級・二級)	(公財)日本生態系協会	土木一式、とび・土工・コンクリート、造園
樹木医	(一財)日本緑化センター	造園
街路樹剪定士	(一社)日本造園建設業協会	土木一式、造園
植栽基盤診断士及び診断士補	(一社)日本造園建設業協会	造園
有機溶剤作業主任者	都道府県労働局長登録教習機関(労働安全衛生法)	塗装
特定化学物質等作業主任者又は特定化学物 質及び四アルキル鉛等作業主任者(特定化学 物質作業主任者) (石綿作業主任者を含んでいる場 合は重複加点は行わない)	都道府県労働局長登録教習機関(労働安全衛生法)	土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、塗装、水 道、解体
コンクリート診断士	(公社)日本コンクリート工学会	土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート